



平成30年第10回総会

会 議 録

期日 平成30年10月26日

場所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

## 第 10 回 枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1 日間                      平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日 (金)

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	5 1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	5 2	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	5 3	農地転用事業計画変更申請の承認について
5	5 4	農地法第 3 条許可申請について
6	5 5	農地法第 5 条許可申請について
7	5 6	農用地利用集積計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
10月26日	午前 9 時 30 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について                      日程第 1 号
		5. 議案上程                              日程第 2 号～日程第 7 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1 番	沖 園 強	農業委員
	2 番	原 田 克 子	農業委員
	3 番	俵積田 広 昭	農業委員
	4 番	眞 茅 文 男	農業委員
	5 番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6 番	水 野 正 子	農業委員
	7 番	楠 義 文	農業委員
	8 番	天 達 範 隆	農業委員
	9 番	中 原 敬 彦	農業委員
会長代理	1 0 番	畑 野 真 人	農業委員
	1 1 番	篠 原 正	農地利用最適化推進委員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	1 4 番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	下 山 健 一
主幹兼農地係長	永 江 靖 博
農地係参事補	前 原 光 博

午前9時30分 開会

議長 平成30年第10回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。7番楠義文委員、8番天達範隆委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第51号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページになります。大字、字、地番等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号49号は、耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者県地域振興公社、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

畑が6筆で13,420㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定に基づいて通知がありましたので、ご審議くださるようお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号49号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第52号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

議案書は2ページになります。

名簿登録番号茅野34号、〇〇〇〇は茶専門型の認定農家で経営面積は1,256aです。農業労働力は3名です。

以上は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受け等候補者名簿に新規登載するものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地転用事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地転用事業計画変更申請は1件で、当初転用事業者から事業継承者への変更及び事業計画の変更に関する申請です。

整理番号3号

申請地は4ページに掲載してあります。

日程第6号議案第55号整理番号33号の5条転用許可と同時申請になります。

整理番号3号の申請地は高見町〇〇番〇です。

申請地は、当初許可後、所有権移転はされましたが、境界にブロック積みが施こされ、整地がなされたのみで工事未着手であります。

事業計画の変更理由は、平成7年3月3日付け受けた許可では、当初計画者が妻と2人で住む自宅を建てつもりであったが、許可後、間もなく妻が亡くなり、自宅建築を中止したため、事業承継者が、父親の所有である申請地を譲り受け、自己の住宅への建築として事業計画の見直しを行うものであります。

申請地は既に整地がなされており、許可の取消し処分を行っても、農地として有効に利用することはないと思われまます。

また、隣接土地境界にはブロック積みを施してあり、周囲の営農条件への支障はないものと思われまます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、調査結果の報告並びに補足説明をお願いします。

眞茅委員をお願いします。

4番(眞茅委員) 整理番号3号について説明いたします。

10月17日に鮫島委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

た。

相手方の立会人は〇〇〇〇書士です。

現場は事務局の説明どおりです。

事業計画の転用目的は一般住宅で同じですが、当初転用事業者から事業継承者へ変更する申請であります。

資金調達計画も適正であり、事業計画の実現は確実と思われま。

変更後の転用計画は、当初と同規模であり、周囲に農地等はなく、問題のない申請ではないかと思われま。

これで報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地転用事業計画変更申請の整理番号3号については、申請のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めま。

よって、議案第53号は、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 説明の前に資料の訂正をお願いしたいと思います。

資料の9ページになります。9ページの下欄です。

第2号第7項の右側の説明の欄ですが、その文章の3行目です。

譲渡人は高齢のため農業に従事していないと記載しておりますが、譲渡人は市外に居住のため農業に従事していないという表現で訂正をお願いしたいと思います。

それでは説明に入ります。

今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号19号及び20号

整理番号19号及び20号は、譲受人が同一であり、申請地が近接していることから、関連がありますので、一括して、ご説明申し上げます。

整理番号19号の申請地は、栄本町〇〇番〇，畑，710㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，88歳，汐見町にお住まいです。

整理番号20号の申請地は、栄本町〇〇番〇，畑，217㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，会社員，59歳，鹿児島市にお住まいです。

これらの譲受人は、〇〇〇〇さん，建設業兼農業，66歳，宮前町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の経営規模の拡大ということでありま。

整理番号19及び20号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えま。

整理番号19及び20号の申請地については7・8ページに掲載してあります。

申請地は、栄本町・井上工業より南側へ約〇〇mに位置しております。

整理番号19及び20号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、地区担当委員から、調査結果の報告並びに補足説明をお願いします。

桑原委員をお願いします。

14番（桑原委員）整理番号19、20号について関連がありますので、一括して報告いたします。

10月12日、譲受人〇〇〇〇氏立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は宮前町に居住し、建設業兼甘しょを栽培している兼業農家であります。

申請地は事務局から説明があったとおりです。

整理番号19号の栄本町〇〇番地は、北側は畑及び墓地、東側は道及び宅地、西側は宅地及び畑、南側は宅地。

現在耕作中の畑で、耕うんされております。

整理番号20号の栄本町〇〇番地は、北側は住宅及び道、東側は住宅、西・南側は道。

現在は不耕作の畑です。

権利取得後は甘しょの栽培を行う計画であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保には支障が生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上です。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第3条許可申請の整理番号19号及び20号は、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件で、所有権の移転に関する申請が5件です。

整理番号33号

整理番号33号の申請地は高見町〇〇番〇、畑、188㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、国家公務員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん,無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在,勤務地が県外であり,官舎住まいであるが,定年後は故郷である枕崎に戻るため,実家の隣にある申請地に自宅を新築するため。」とのことです。

日程第4号議案第53号整理番号3号の事業計画変更と同時申請になります。

整理番号33号の申請地は,4ページに掲載してあります。

市民会館より南西側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で,近隣商業地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で,農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は188㎡で問題ないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり,既に整地され,周囲には既存のブロック積が施してあります。

建物は高さ7.5mの二階建てであり,周囲土地から50cm以上控えて建築します。

整理番号34号

整理番号34号の申請地は塩屋北町〇〇番,畑,825㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん,会社役員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん,会社役員です。

譲渡人は譲受人の母です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「申請地に太陽光パネルを設置し,太陽光発電売電施設を設置するため。」とのことです。

整理番号34号の申請地は,13ページに掲載してあります。

塩屋北町・柳田運送から南側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で,第一種低層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は,太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積825㎡を太陽光パネル(284枚)49.5kwを設置する計画で問題のないものと思われます。

造成については整地のみで,周囲には既存のブロック積み及びフェンス,南側境界には水路及び集水桝を設けます。

東側パネル高は4.2mとのことです。

なお,経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており,事業実施の確実性は確認されております。

整理番号35号

整理番号35号の申請地は中央町〇〇番〇,畑,302㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん,パート

〇〇〇〇さん,無職

〇〇〇〇さん, 電気工事業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 農業です。

譲受人は, 夫, 妻, 長男になります。

転用目的は駐車場・菜園地です。

申請事由は, 「来客及び子供たちが車を停めるスペースがないため, 自宅近くの申請地を駐車場として取得したい。また, 併せて一部を菜園地として利用するため。」とのことです。

計画内容は普通自動車2台及びトラック1台分の駐車場の整備と菜園地としての利用です。

整理番号35号の申請地は, 15・16ページに掲載してあります。

南海自動車学校から東側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で, 第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

計画面積は駐車場部分が219㎡・菜園部分が83㎡であり合わせて302㎡で問題のないものと思われま

す。駐車場・菜園地への転用にあたり, 南側及び西側には既存の植栽が施されており, 北側及び東側はブロック積みを施します。また, 工作物の設置もありません。

整理番号36号

整理番号36号の申請地は平田町〇〇番〇, 田, 275㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 会社員

〇〇〇〇さん, 保育士です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は, 「現在, 借家住まいのため, 申請地に自宅を新築したいため。」とのことです。

申請地は18ページに掲載してあります。

平田町・ジョイフル枕崎店から北側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で, 準工業地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は275㎡で問題のないものと思われま

す。一般住宅転用にあたり, 一筆の土地を2筆に分筆し, 50cm程度の盛土を行います。農地境界にはブロック積みを施し, 既存の擁壁も施されています。

建物は高さ3.5mの平屋であり, 土地境界から約1m以上控えて建築します。

整理番号37号

整理番号37号の申請地は岩戸町〇〇番, 畑, 155㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん, パートです。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は宅地拡張(菜園地)です。

申請事由は、「住まいと隣接する申請地を宅地の一部として取得し、菜園地として利用したいため。」とのことです。

計画内容は、野菜類を植えて菜園として利用するとのことです。

整理番号37号の申請地は、20ページに掲載してあります。

岩戸町・豊留建設から東側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種住居地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

計画面積は155㎡で問題のないものと思われます。

宅地の一部としての菜園地への転用にあたり、整地のみで、建物の建築もありません。

周囲境界には石積みが既に施されており、周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともありません。

整理番号33号から37号につきましては、

すべて、被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号33号から35号までの3件について、眞茅委員をお願いします。

4番（眞茅委員）整理番号33号について報告いたします。

10月17日、事務局の前原さん、鮫島委員、桑原推進委員立会いのもと現地を確認しました。

場所は事務局の説明どおりです。

相手方の立会人は、〇〇〇〇書士です。

転用目的は一般住宅で、譲受人と譲渡人は親子であり、現在官舎住まいのために申請地に住宅を建築するとのことです。

申請地の北側・東側は公衆道路、西側は市道、南側は住宅です。

申請地はすでに整地されており、建物は2階建て住宅で、雨水については北側側溝に流し、生活排水は北側の下水管に排出する計画です。

周辺は住宅街で、残る農地は申請地だけであり、被害防除計画も提出されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号34号について報告いたします。

調査日、立会人は一緒に、相手方の立会人は申請者本人です。

場所は事務局の説明のとおりです。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請地の東側は道路、西側は住宅、北側・南側は住宅です。

整地後砂利敷きを行うということで、道路側の側溝に土砂が流れこまないように、ブロック積み等の防止策を検討するように指導したところでもあります。

雨水については、集水枡より東側の側溝に流すということです。

設置パネルについても、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

その他、被害防除計画も提出されており、適正でやむを得ない申請ではないかと

思われます。

続きまして、整理番号35号について報告いたします。

調査日、立会人は同じです。

相手方立会人は申請者本人です。

場所も事務局の説明どおりです。

譲渡人と譲受人は姉、弟家族であり、申請地を取得し、車3台分の駐車場として使用し、残りは家庭菜園として利用したいとのことです。

申請地の北側は前回転用許可済の畑、東側は歩道付きの道路、南側は道路、西側は雑種地です。

境界はブロック積みを施し、周辺へ土砂雨水等の流出を防止しますとのことです。工作物もないために、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

また雨水については、自然流下により南側側溝に処理するとのことで、被害防除計画も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

また、歩道を横断し駐車場に進入するために、建設課と協議することを提言いたしました。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号36号及び37号について、鮫島委員お願いします。

5番（鮫島委員）整理番号36号、37号について報告いたします。

10月17日に、眞茅委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地調査を行いました。

まず整理番号36号について報告いたします。

立会人は申請者代理の〇〇さんです。

36号の申請地は資料にありますとおり、平田町に位置する農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は宅地、西側・南側は分筆された農地、東側は道路です。

一般住宅転用にあたり、50cm程度の盛土を行い、農地境界にはブロック積みを施し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防ぐ計画です。

なお、分筆された農地については、保全管理を行うとのことです。

建物は平屋であり、農地境界より控えて建築するため、日照通風等支障を及ぼすことはないと思われます。

雨水については、東側側溝に放流する計画です。

生活排水については、東側道路に埋設されている下水道管へ排出する計画です。

その他被害防除計画も適正であり、問題ないものと考えます。

次に、37号について報告いたします。

立会人は、申請者の〇〇〇〇さんです。

37号の申請地は説明にありましたとおり、岩戸町に位置する農地です。

転用目的は宅地拡張、菜園地です。

申請地の北及び東側は鉄道敷地、南側は宅地及び畑、西側は宅地です。

整地のみで、建物も建築もないため、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下、地下浸透で処理します。

境界にはすでに石積みが施されており、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

また、周囲の土地にも、これまで被害を及ぼしたことはなく、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

3番（俵積田広昭委員）この今説明があった37番、これ道はどうなってるんですか。

道路がないみたいですけど、地図だけ見たら。

4番（眞茅委員）一緒に調査に同行させてもらったけど、1mほどの通路を作ってるみたいなんですけども、ここが通路なのかな、北のほうに道路と駐車場がありまして、そこから歩いていくという。

3番（俵積田広昭委員）地図を見たら道がないから。

議長 ほかにないでしょうか。

菜園地ということで、圍繞地通行権というのがございますので、法律上、その圍繞地通行権の場合には、通路がなかった場合には、その隣の宅地等通ってもいいという、法律上の保証のようなものもございます。

まあ菜園ということで。

よろしいですか。

3番（俵積田広昭委員）はい。

議長 ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

ないようですので、これをもって質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法第5条許可申請の整理番号33号から37号までの5件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第56号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は21ページからになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号144号から158号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外13名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外21名で、設定面積は、田が2筆、1,157㎡、畑が31筆の33,285㎡、樹園地が68筆の104,467㎡です。

尚、157号、158号については農地中間管理事業により地域振興公社と利用権設定を行うものです。

次に所有権移転です。議案書は24ページになります。

整理番号20号，譲渡人は〇〇〇〇さん，譲受人は〇〇〇〇さんです。

売買による所有権移転で移転面積は1,611㎡です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号農用地利用集積計画の調整のうち，利用権設定の整理番号144号から158号まで，及び所有権移転の整理番号20号については，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第56号は，原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお，議案第56号の決定した案件につきましては，市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして，本総会の議事の全ての審議を終了しましたので，閉会いたします。

なお，この後しばらく休憩ののち，全員協議会を開催いたします。

午前10時00分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 楠 義文

会議録署名委員 天達 範隆